食の安全推進のためのタウンミーティング結果

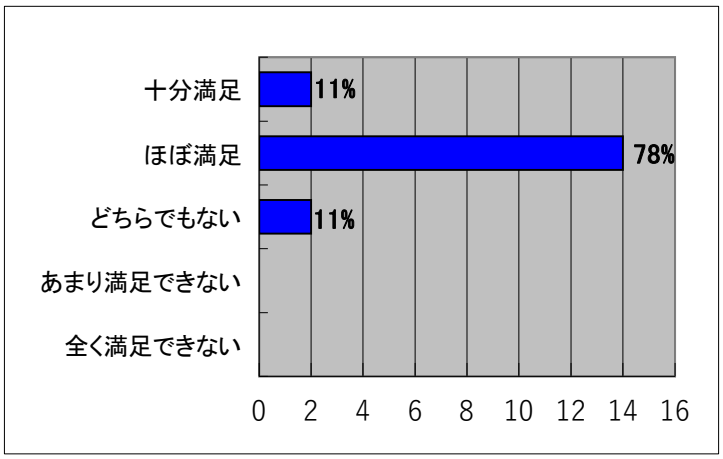
開催日：令和8年10月14日（水）
場　所：中島屋グランドホテル（静岡市葵区紺屋町3－10）
主　催：静岡県

Ⅰ　参加者

参加者：一般社団法人静岡県食品衛生協会
人　数：18人（男性18、女性0）

Ⅱ　タウンミーティングについて

(1)タウンミーティングの満足度



Ⅲ　意見・感想（アンケートから抜粋）

〇こういったタウンミーティングを時々開催した方がよい

〇皆さんが思っていることが共有できた。

〇アクションプランについて県内の事業者まで情報が届いているか疑問。ローカルな事業者に対してと全国チェーンの事業者に対する情報発信のやり方は同じでいいのか。

Ⅳ　参加者からの意見・質問

Q：政令市との連携はどのようにしているか。検便の説明などについて政令市にも話はしているか。
A：アクションプランについては県の事業として作成しているが、政令市に対しても事業について説明し、数値目標達成のために協力している。検便については、政令市も参加している年度当初の担当者会議や新任食品衛生監視員研修において、指導方法について説明をしている。

Q：イベント出店者への保険の加入について、県でガイドラインなどを作成できないか。
A：営業者に対する保険の加入については、食中毒等の被害者救済の観点から有用性について新規許可講習会などの機会に説明をしている。しかしながら、営業者の規模によっては保険に入らずとも被害者に対する補償が可能であることから、全ての営業者に対し義務付けることは難しい。

Q：営業許可の更新後に食品衛生責任者衛生管理講習会を開催しているが、受講料を値上げすると未受講者が増えるのではないかと危惧している。
A：静岡県では、食品衛生責任者衛生管理講習会を食品衛生法施行規則の別表17に記載されている、「知事等が認める講習会」としている。そのため、食品衛生責任者は管理講習会の受講が努力義務となっている。県としては責任者や事業者に対して、営業許可更新受付時や、施設の立入調査時に必要性について説明し、受講を促していく。